

令和7年度（第3回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年11月26日(水)

午後7時から午後8時まで

場所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室

<開会>

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<議事>

(事務局による資料確認)

【議長】

それでは、まず始めに本日の出席委員の確認をします。

本日の出席委員は8名です。過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。傍聴の方がいらっしゃいましたら、傍聴を許可しますので、事務局は傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、いません。

【議長】

本日の議題は2件となっています。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間の目安をあらかじめ決めておきます。

議題1で約15分、議題2で約45分と予定しています。

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険に関する現状について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険に関する現状について>

【事務局】

それでは、資料1を御覧ください。「大磯町国民健康保険に関する現状について」御説明します。

初めに、(1)協議のポイントになります。

1点目、国民健康保険の財源は、県の交付金、町からの繰入金、被保険者の国民健康保険税で担います。

2点目、被保険者数は、年々減少傾向にあります。

3点目、比較的所得水準が低く、医療の受診の必要性が高い65～74歳の前期高齢者が被保険者の約半数を占めています。

4点目、事業費納付金は、令和8年度以降も県の決算剰余金の活用が見込めないことや、令和18年度の保険税(料)水準の完全統一に向けて進んでいくことから、増額が見込まれます。

5点目、「子ども・子育て支援金制度」が創設されたことに伴い、医療保険料(国民健康保険税)とあわせて、子ども・子育て支援納付金の徴収が必要になります。

続きまして、2ページをお開きください。(2)国民健康保険被保険者数の推移になります。上段の表を御覧ください。国民健康保険の被保険者については、75歳の年齢到達で後期高齢者医療制度に移行すること、社会保険に加入されることが主な理由で、被保険者数は年々減少をしています。後期高齢者医療制度への移行により前期高齢者数は減少していますが、表の一番下の欄で、推移をお示しておりますように、現時点でも被保険者の約半数を占めています。

次に、下段の表を御覧ください。前期高齢者数の内訳です。65歳から74歳までの前期高齢者のうち、65歳から69歳までの被保険者数と、70歳から74歳までの被保険者数を比較した表となっています。70歳から74歳の割合が、表の一番下の欄で割合の推移を示しているように、60%を超える高い割合であり、高齢化により、医療機関の受診を必要としている状況となっています。

続きまして、3ページを御覧ください。(3)保険給付費の推移です。上段の表が保険給付費総額の推移となり、医療機関を受診した際の本人自己負担を除き保険者として大磯町が負担している費用です。被保険者数の減少により、保険給付費については全体としては、減少で推移しています。

次に、下段の表を御覧ください。一人あたりの保険給付費の推移です。令和5年度は一時的に減少していますが、前期高齢者の中でも1人当たりの医療費が高額となる傾向がある70歳から74歳の加入割合が半数以上を占めていることや、医療の高度化などに伴い、一人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。

続きまして、4ページを御覧ください。(4)国民健康保険事業費納付金の推移になります。本町から神奈川県に納付している事業費納付金の額の推移です。県は、県内のすべての保険者から納付された事業費納付金と国からの交付金等を合わせ県内保険者の給付費を交付しています。今後の事業費納付金については、県の財政安定化基金が見込めないため、増額の可能性も見込むように示されています。

なお、令和8年度からは、現在の3区分に、子ども・子育て支援納付金分が追加になります。

説明は、以上になります。よろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【委 員】

子ども・子育て支援納付金はどのように使われるのでしょうか。

【事務局】

使い道としては、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付等が国から示されています。

【議 長】

他に、御意見・御質問はありますか。それでは他に、御意見が無いようでしたら次の議題に入らせていただきます。

では、「議題2 大磯町国民健康保険税率等の改定について」の説明を事務局から、お願いします。

＜議題2 大磯町国民健康保険税率等の改定について＞

【事務局】

資料2を御覧ください。「大磯町国民健康保険税率等の改定について」御説明します。

資料2は、資料2参考の「令和8年度国民健康保険事業の収支見込み」を総括した資料となっています。

では、まず1の歳出です。歳出を大きく分けると、事業費納付金と市町村経費になります。

これらを合わせた歳出合計が、医療給付費分が6億318万9千円、後期高齢者支援金分2億2,193万円、介護納付金分8,181万円、子ども・子育て支援納付金分2,141万1千円で、合計9億2,834万円です。

事業費納付金については、11月19日時点で神奈川県の国保協議会での資料や情報を基に令和8年度の金額を仮に算出しました。あくまで現時点での参考金額であり、今後変更になることがあります。

この数値を使用して作成した事業費納付金の額の内訳は、医療給付費分が5億9,278万2千円、後期高齢者支援金分が2億2,193万円、介護納付金分が8,181万円、子ども・子育て支援納付金分2,141万1千円です。これらの総額である9億1,793万3千円が現時点での納付見込みとなっており、令和7年度と比較すると約105%の伸び率となっています。

なお、神奈川県から提示される金額は、年末頃に最終的な納付金額が決定することとなります。過去3年間の経過を見る限り、11月中に示される額と年末頃に示される額に大きな差はないような状況です。

続きまして、1歳出の市町村経費について御説明します。資料2参考の2ページ B市町村経費を併せて御覧ください。

市町村経費は、葬祭費、出産育児一時金、その他に係る総費用額でこの経費は、令和8年度の当初予算として町民課で要求した額になります。

なお、市町村経費は、国民健康保険の被保険者に直接的に関する内容となっているため、医療給付費分のみで、1,040万7千円になります。

続きまして資料2 2の歳入について御説明します。歳入を大きく分けると上段の交付金や法定内繰入金等の収入と、下段の子ども・子育て支援金制度導入後の保険税収入に分けることが出来ます。これらを合わせた歳入合計が、医療給付費分6億509万3千円、後期高齢者支援金分2億2,348万9千円、介護納付金分7,891万4千円、子ども・子育て支援納付金分1,625万円で合計9億2,374万6千円となります。

それでは、歳入の上段に記載されている収入見込額について御説明します。資料2参考の4ページ D収入見込額の合計を併せて御覧ください。

収入見込額については、特別交付金、基盤安定繰入金、産前産後保険税繰入金、法定内繰入金、滞納分保険税や延滞金といった収入見込額を令和8年度の当初予算として町民課で要求した額を記載しており、合計額は2億4,998万8千円です。

資料2参考の5ページは、E経費と収入見込額の合計の差額です。⑩事業費納付金と市町村経費の合計額から、4ページの収入見込額の合計を引いた差額で、差額の合計は右下の6億7,835万2千円になり、この金額を保険税・基金・一般会計繰入金の財源で確保する必要があります。

続きまして、資料2 2の歳入の下段に記載されている「子ども・子育て支援金制度導入後の保険税率での収納見込額」についてです。資料2参考の6ページ F「子ども・子育て支援金制度導入後の保険税率での収納見込額」を併せて御覧ください。⑪～⑫までの内容については、記載の通りとなっています。

これにより算出した結果、収納見込額は、医療給付費分4億2,446万8千円、後期高齢者支援金分1億7,600万3千円、介護納付金分6,065万6千円、子ども・子育て支援納付金分1,263万1千円で合計6億7,375万8千円です。

続きまして、資料2 3の歳入と歳出の差額を御覧ください。ここまで歳入と歳出でそれぞれ見込んだ額の収支状況として医療給付費分190万4千円の余剰、後期高齢者支援金分155万9千円の余剰、介護納付金分は289万6千円の不足、子ども・子育て支援納付金分は516万1千円の不足となっており、子ども・子育て支援金制度導入後の保険税率で算定を行った場合の不足額が合計で459万4千円となります。

次に、資料2の4財政調整基金の活用についてです。資料2参考の7ページ、H財政調整基金の残高を併せて御覧ください。令和7年11月17日現在の財政調整基金の残高は、5,059万2,054円です。この財政調整基金については、令和5年度第1回大磯町国民健康保険運営協議会において審議を行い、最低保有金額を8,000万円としました。現時点の基金の残高は、最低保有額を満たしていませんが、不足額となっている459万4千

円を取り崩した場合、基金の残高は4,599万8,054円となります。

続きまして、資料3を御覧ください。国民健康保険税率額改定一覧表です。表の一番上の右にある金額①6億7,835万2千円は、資料2参考の5ページで御説明した歳出の事業費納付金と市町村経費の合計額と、歳入の見込み額の差額です。この①の金額6億7,835万2千円を確保するためのプランの検討をお願いすることになります。

次に表上段の合計②は、設定した保険税率での収納見込額です。

③は、①6億7,835万2千円から②を引いた金額です。

④は財政調整基金の取り崩しに伴う金額です。

⑤は、一般会計からの繰入額の欄になります。

それでは、プランの概要です。まず、保険税には世帯単位で、区分ごとに賦課限度額が設けられています。それぞれの区分の限度額は、医療給付費分は66万円、後期高齢者支援分は26万円、介護納付金分は17万円となっています。子ども・子育て支援納付金の賦課限度額は、正式な文書は届いていませんが、神奈川県に確認し2万円で算出しています。

先ほど御説明した資料2の金額は、これから説明するプラン1を基に作成しています。

プラン1は税率等の改定なし、子ども・子育て支援金納付金分のみ増額とするもので、子ども・子育て支援納付金分の税率を所得割0.2%、均等割を1,200円とし、不足額は基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れはしないプランです。

プラン2も税率等の改定なし、子ども・子育て支援金納付金分のみ増額とするものですが、基金は取り崩さず、一般会計からの繰り入れもなしとし、子ども・子育て支援納付金分については所得割の税率を0.3%、均等割を1,700円とするプランです。

プラン3と4は、プラン1と2の子ども・子育て支援納付金の増額とあわせて、医療給付費分の均等割の金額をアップして今後の事業費納付金の増額に備えたプランです。プラン3と4の違いは、プラン3よりもプラン4の子ども・子育て支援納付金分の税率と税額が高いものとなっています。

なお、それぞれのプランの税率や税額は、県から示された事業費納付金を支払うために、令和7年度の所得割基礎額をもとにシミュレーションして算出したものです。プラン1とプラン2・3・4とは、基金を取り崩すかどうかが違っています。また、どのプランも、子ども分の被保険者一人当たりの年額は3,000円前後となります。

次に、上段の太枠で囲まれている「現行税率」の欄を御覧ください。

こちらは、子ども・子育て支援納付金額がない場合を参考として記載しています。

医療給付費分 所得割6.8%、均等割額26,500円、平等割額21,000円、

後期高齢者支援金分 所得割3.1%、均等割額14,500円、

介護納付金分 所得割2.6%、均等割額13,600円、

収納見込額は、②の欄で、6億6,112万7千円です。

次にプラン1から順に説明します。

プラン1

税率等の改定なし、子ども・子育て支援納付金分のみ増額とするものです。子ども・子育て支援納付金分を新たに保険税として徴収し、基金を取り崩して賄います。一般会計からの繰入はせず、保険税、基金により資金を確保するプランです。

新たに徴収する子ども・子育て支援納付金分については、所得割0.2%、均等割額1,200円とされています。

プラン1の税率額での収納見込額は、6億7,375万8千円です。現行税率に比べ1,263万1千円の増となります。基金の取り崩し額は459万4千円で、一般会計からの繰り入れは行わないプランです。

プラン2

税率等の改定なし、子ども・子育て支援納付金分のみ増額とするもので、基金の取り崩しと一般会計からの繰入は行わず、子ども・子育て支援金納付金分についての保険税のみで資金を確保するプランです。

基金の取り崩しを行わないため、プラン1と比較すると、子ども・子育て支援納付金分の税率を0.1ポイントアップして0.3%、均等割りを500円アップして1,700円としています。

プラン2の税率額での収納見込額は、6億7,891万1千円で、収納見込額は現行税率に比べて1,778万4千円の増となります。このプランでは基金に55万9千円を積み立てことになります。なお、このプラン2が、子ども分を増額し、基金も取り崩さないプランです。

プラン3

基金の取り崩しと一般会計からの繰入は行わず、保険税を増額して資金を確保するプランです。

まず、医療給付費分について改定しており、医療給付費の均等割を1,000円増額して27,500円、新たに徴収する子ども・子育て支援金分として所得割を0.2%、均等割を1,200円としています。

プラン3の税率額での収納見込額は、6億7,940万1千円で、現行税率に比べて1,827万4千円の増となります。このプランでは基金に104万9千円を積み立てことになります。

プラン4

基金の取り崩しと一般会計からの繰入は行わず、保険税を増額して資金を確保するプランです。

医療給付費分の増額はプラン3と同額で均等割を1,000円増額して27,500円とし、新たに徴収する子ども・子育て支援金分についてはプラン3よりも所得割を0.1ポイントアップして0.3%、均等割を500円アップして1,700円としています。

プラン4の税率額での収納見込額は、6億8,455万4千円で、現行税率に比べて2,342万7千円の増となります。このプランでは基金に620万2千円を積み立てことになります。

次に、資料4を御覧ください。この表は、各家族状況に応じたプランによる税額をお示しさせていただきました。左側から現行税率額、プラン1から4までの税額を示したものになります。表の下には、改定による影響額を記載しています。

1ページを御覧ください。年金受給者の1人世帯になります。7割軽減世帯になりますので、下段の改定の影響額は、プラン1の年間300円から、プラン4では800円となります。

2ページを御覧ください。年金受給者の2人世帯になります。7割軽減世帯になりますので、下段の改定の影響額は、プラン1の年間700円からプラン4まででは1,600円となります。

3ページを御覧ください。高齢者夫婦で年金収入と給与収入のある世帯のケースです。表の下、改定の影響額は、プラン1の年間7,200円からプラン4まででは12,600円となります。最大で1か月約1,050円増額するものです。

4ページを御覧ください。こちらが一般的な世帯と考えられる世帯です。世帯主の給与収入は400万円、妻の給与収入は無し、子供が1人という3人世帯になります。下段の改定の影響額は、プラン1の年間7,000円からプラン4まででは1万3,300円となります。最大で1か月約1,100円増額となります。

本日は現時点で示されている仮の金額での算出であること、基金の保有額が最低保有額に設定している8千万円よりも低い約5千万円となっており、将来の被保険者の負担を極力増やさないよう、基金の保有をしておきたいことを踏まえて、国民健康保険税の税額の改正、財政調整基金のあり方も含めて審議をお願いします。

説明は、以上になります。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【委 員】

一人当たりの保険給付費の金額が資料1の3ページに33万2千334円とありますが、住民の皆様が健診を受けるなどして、健康で疾病予防を続けられることで、一人当たりの保険給付費の額を抑制することで、そこまで保険税率を改定しなくて済むものなのかなと考えているのですが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】

委員がおっしゃるようにかなり健診の受診率を上げてかつ、受診された後の保健事業としてハイリスクの方へ直接御連絡をして、栄養相談や運動指導というのもさせていただいております。

ただ、今回の保険税率・税額を考えるという部分につきましては、資料3の取り崩し額というのが、どちらかと言うと子ども・子育て支援納付金のところで足りない部分を基金で賄うというところが大きな部分になります。

プラン2のところで言うと、子ども・子育て支援納付金のところが増えることによって、医療分などが余つてくるので基金に積めるというような考え方になりますが、いずれにしても子ども・子育て支援納付金の部分の納付をするための財源というものは確保しなくてはならないところです。

プラン1というのは、逆に言うと子ども・子育て支援納付金の制度さえなければ、税率を上げずに済むようなプランになっているというところがあります。

健診を受けている方と受けていない方とでは、医療費の部分が数万円単位で変わってくるというのがありますので、健診の方は引き続き先生方にも御協力いただいて進めていきたいというところはありますが、一旦は事業費納付金を納付するための収入を確保しないと県に対しての支払いができないというところの中でシミュレーションをし、算定されたというのが現状のプランです。

【議 長】

他に御質問はありますか。

【委 員】

プラン1～4ある中で、子ども・子育て支援納付金分の金額を出している根拠というのは何かあるのでしょうか。

【事務局】

こちらは、資料3の①の金額に対して必要とするものであり、子ども・子育て支援納付金分としては、1千779万2千円となっておりまして、こちらの必要な金額を算出するためには、どのくらいの割合の所得割をかけて、均等割をいくらにすれば足りるのかというのを何パターンもシミュレーションをして、こちらのプランで設定した所得割や均等割にすると必要な額を賄えるというような考え方でプランを4パターンほど出させていただきました。

【議 長】

他に御質問はありますか。

【議 長】

そうしましたら、方向性としてプラン1～4を出していただいているのですが、基金を取り崩すのか、あるいは取り崩さないのかの審議をしていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【委 員】

(頷き)

【議 長】

資料3のプラン2の55万9千円というのは今後不足額が増えるということもあるのでしょうか。

【事務局】

はい。やはり被保険者の減少が見込まれるところもありますので、保険税の収入も減っていくことが見込まれておりますし、収納率が維持できるように努めていくところではあるのですが、もし足りなくなってしまう場合は、基金の活用をして運営していく事が考えられますので、不足額が増えるということは想定もしております。

【委 員】

基金は、8千万円までは持っていたいというのが町の考え方ということでよろしいでしょうか。

【事務局】

実際は算定式を用いて、被保険者数や収納の状況を鑑みたときに令和5年度時点では、8千万の保有額がないと、納付金が急に増えた時や、保険税をこれ以上は現実的な状況の中で上げられないであろうという判断の時に活用できなくなるので8千万という金額を出しました。今後もずっと8千万円というわけではなく、現状では、その額を確保しておいた方が安定的な財政運営ができるであろうという金額ではあります。今後もしかすると少しづつ基金の保有の目標額がこのくらいあれば妥当であろうという金額で下がる可能性もあります。

【議 長】

他に御質問は、ありますか。

【議 長】

では、1つの方向性として基金の取り崩しをするかしないかだけでも来月1回あるのですが、今回決めておきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、取り崩しで決めたいという方挙手をしていただけますか。

【委 員】

今回に限っては、急に上がるので、基金があるに越したことはないですが、今回は取り崩しをした方が良いと思います。家庭によっては100円くらいと思う方もいらっしゃるかと思うのですが、生活ひつ迫者にとっては、お支払いが厳しいと徴収が滞ってしまうとか、全体的に色々鑑みると今回については、抑えてあげないと中々厳しいであろうと思います。皆様の生活状況を踏まえると収納率の方にも影響が出てきてしまうのではないかと思います。

【議 長】

貴重な御意見ありがとうございます。そうしましたら、取り崩しを行うが1名、取り崩しを行わないという方挙手していただけますでしょうか。

【委 員】

1点よろしいでしょうか。今まで財調を何千万円と崩したりして、必要があったときに崩していると思います。今回は財調を500万円くらい崩す必要があるのかどうかというのを皆様考えてみた方が良いと思います。8千万円というのは当初審議やったときに、財調がないということだったためです。

新しい納付金が出てきたということで、これを上乗せして請求する方が説明しやすいのではないのかなと思います。

どっちが良いかは、まだわからないので、ここまでしか言えませんが。

【事務局】

1点だけすみません。第1回の時にお示ししているのですが、子ども・子育て支援金制度は令和8年度～令和10年度まで段階的に導入されます。そのため、8年度はこの金額ですが、事業費納付金によっては段々上がっていくので、御理解をお願いいたします。

【議 長】

ということで、取り崩しを行わないという方が、先ほどはいらっしゃらなかつたのですが、来月はそれを含めて決定しなければならないので、御理解をお願いいたします。

1点すみません。令和10年度まで子ども・子育て支援納付金が上がると言われたのですが、上がると率を上げていかなくてはならないということですね。そうすると基金を、子ども・子育て支援納付金のために使ってしまうと、ますます率が上がってしまうということになるのでしょうか。

【事務局】

今回資料の3の一番上のところで事業費納付金の合計の額が入っています、これが県に払う額になります。この中で、プランの1～4のプラン1では、子ども・子育て支援納付金分の不足額が516万208円になっています。これはかなり抑えめのプランであり、事業費納付金として必要な額の1,779万2千円と少し乖離があります。

対して、プランの2は、子ども分の必要額の1,779万2千円に近い額で試算しております所得割0.3%、均等割1,700円という金額となっています。これを見て、来年度、再来年度と続く中で、どのような流れの金額が出てくるかによって状況は変わってきます。先ほどおっしゃったように最初なので、抑えめのプランで行くというのももちろんありますが、今後のことを考えると、ある程度の率で課税していくか、基金を積んでいくかというのは、難しいところかなと思います。

【議 長】

わかりました。では、何か、御質問、御意見ございませんでしょうか。

いずれにしても、来月決めなくてはならないので、何かわからないことや御意見あれば是非。

【議 長】

御意見がないようなので税率、基金については来月具体的な数字が決まってから決めたいと思います。

【事務局】

今の話を総合的に考えたときに、基金を取り崩すか否かというのを精査するところがあるかと思うのですが、いずれにしても、医療分、後期分、介護分は現行税率のまま据え置きをした中で、子ども分の税率・税額をどのように見込んでいくかというような考え方の整理でよろしいでしょうか。

【委 員】

(頷き)

【議 長】

では、そのような方向で行きたいと思います。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、最後に「議題3 その他」になります。事務局からは、何かありますか。

【事務局】

事務局からはありません。

【議 長】

本日の予定議題は、これで終了となります。全体を通して質問のある方は、いらっしゃいませんか。質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

【議 長】

本日の会議は以上になります。次回は、12月24日を予定しています。よろしくお願ひいたします。

【議 長】

それでは、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。進行を事務局に返しますので、よろしくお願ひします。

【事務局】

本日はありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和7年度第3回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 大磯町国民健康保険に関する現状について
- ・資料2 令和8年度国民健康保険事業の收支見込み（総括表）
- ・資料2参考 令和8年度国民健康保険事業の收支見込み
- ・資料3 国民健康保険税率額改定一覧表
- ・資料4 ケース別の詳細税額